

学振助企第29号

平成29年7月1日

関係各研究機関代表者 殿

独立行政法人日本学術振興会

理事長 安西 祐一郎

(印影印刷)

平成29年度科学研究費助成事業－科研費－（国際共同研究加速基金
（国際共同研究強化））の公募について（通知）

このことについて、「平成29年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化））」（以下「公募要領」という。）により公募します。

ついては、貴職より関係者に周知していただくとともに、貴研究機関において、応募者がいる場合には、公募要領「V 研究機関の方へ」の内容に従い、応募手続等必要な事務手続を行ってください。

なお、以下の点についても御留意ください。

- ・今回の公募要領等における前年度からの主な変更点等について別紙1のとおりまとめましたので、貴職より関係者に周知してください。
- ・今回の公募より、応募資格に係る年齢制限を緩和しており（別紙1①参照）、博士の学位を取得後5年以上経過した36歳未満の研究者についても応募が可能となっています。該当者が応募を希望する場合は、別紙2により応募希望者情報を取りまとめ、平成29年7月31日（月）16時30分までに下記メールアドレス宛に提出してください。
- ・公募要領及び「（別冊）科学研究費助成事業－科研費－公募要領（国際共同研究加速基金（国際共同研究強化））（応募書類の様式・記入要領）」は、冊子体の送付を行いませんので、日本学術振興会ホームページ（URL：<https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/>）より御覧ください。また、英語版公募要領等も本会ホームページに掲載する予定ですので、積極的に御活用ください（平成29年7月下旬を予定）。

(本件担当)

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-3-1

独立行政法人日本学術振興会

研究事業部 研究助成企画課

電話 03-3263-4927

E-mail kksi-kaken@jsps.go.jp

＜平成 29 年度における主な変更点等＞

- ① 博士の学位を取得後 5 年以上経過している場合は、36 歳未満であっても応募を可能としました。（公募要領 9 頁参照）

平成 29 年度公募より、応募資格を「平成 29 年 4 月 1 日現在で「基盤研究（海外学術調査を除く）」又は「若手研究」に採択されており、応募時点において研究計画を実施中の研究代表者（平成 29 年 4 月 1 日現在で 36 歳以上 45 歳以下の者（昭和 46 年 4 月 2 日から昭和 56 年 4 月 1 日までに生まれた者）。ただし、博士の学位を取得後 5 年以上経過した者（平成 24 年 4 月 1 日までに学位を取得した者）は 36 歳未満でも可。）」としました。

- ② 研究計画調書について一部を変更しました。（『別冊「平成 29 年度科学研究費助成事業－科研費－公募要領 国際共同研究加速基金（国際共同研究強化）（応募書類の様式・記入要領）」』参照）

研究計画調書について、主に以下のような点を変更しました。

- ・「研究計画調書（概要版）」の削除
- ・各記入欄に設けていた枠線等を廃止
- ・「海外共同研究者の役割及び研究業績等」欄を 1 頁とする。（調書 3 頁）
- ・「研究経費の妥当性・必要性」欄において、国内で使用する設備を購入する場合は、国際共同研究における必要性を記載（調書 8 頁）

- ③ 「代替要員確保のための経費」について、より柔軟な取扱を可能にしました。（公募要領 18 頁参照）

平成 28 年度公募では、「代替要員確保のための経費」として計上できるのは「旅費」、「人件費・謝金」、「その他」のみでしたが、平成 29 年度公募では、代替要員を確保することができない場合に、研究代表者が渡航先において業務を実施するために必要となる「設備備品費」及び「消耗品費」も計上できることとしました。

- ④ 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく「取組状況に係るチェックリスト」の提出について（公募要領 23 頁参照）

平成 29 年度公募より、科研費に応募する研究機関については、当該ガイドラインに基づく「取組状況に係るチェックリスト」を提出することが必要となりました。提出がない場合には、当該研究機関に所属する研究者の応募が認められませんので注意してください。

